

埼玉県 福祉事務所(①東部中央、②西部) 会計年度任用職員(債権管理専門員)募集要項

次のとおり会計年度任用職員(債権管理専門員)を募集します。

1 職務内容

母子及び父子並びに寡婦福祉資金の債権回収業務

2 応募資格

(1)必要な経験 下記のいずれかの経験を有する人

- ①銀行や信販会社等での債権管理業務の経験を有する人。
- ②国や地方自治体における公債権等の管理業務経験を有する人。

(2)必要な免許等

普通運転免許(AT限定可、ペーパードライバーを除く)

(3)年齢・性別・学歴は問いません。

(4)国籍は問いません。ただし、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。

※地方公務員法第16条に該当する人(次のいずれかに該当する人)は受験できません。

- ・拘禁刑(令和7年5月31日以前は禁固刑)以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・埼玉県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 求める人材

人格円満で社会的信望があり、健康でひとり親家庭等に対する福祉の増進に熱意及び識見を有する者

パソコン(ワード、エクセル等)の基礎的操作ができること

4 採用予定者数

- ①東部中央福祉事務所 1名
- ②西部福祉事務所 1名

5 勤務条件

(1)任用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
採用後1か月間を条件附採用期間とします。

勤務成績が良好で一定条件を満たした場合、再度任用されることがあります。

(2)勤務日数・勤務時間

原則週4日・週29時間(午前8時30分～午後5時15分の間の7時間15分)

※休憩時間:正午～午後1時(60分)

※勤務日の割り振りについては応相談。

(3)休日

原則、土曜日、日曜日、国民の祝日にに関する法律に規定する休日、年末年始(12月29日～翌年1月3日)です。

(4)休暇

年次休暇10日、その他は県の規定によります。

(5)報酬

月額:181,700～212,600円

(時間額:1,445～1,691円)

※報酬は学歴・経験を考慮の上、決定します。

(6)諸手当

期末手当及び勤勉手当:一般職の常勤職員の例により支給(6月、12月支給予定)

(7)交通費

別途支給(県の規定によります。)

※通勤距離の片道が2km未満の場合等には支給されません。

(8)社会保険

健康保険、厚生年金保険、雇用保険あり

※加入条件を満たす場合に限ります。

(9)勤務地

いずれかの希望勤務地となります。

①埼玉県東部中央福祉事務所内

所在地:〒344-0038 春日部市大沼1-76

②埼玉県西部福祉事務所内

所在地:〒350-0212 坂戸市石井2327-1

※「5 勤務条件」については、採用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更します。

※令和8年度予算の成立状況等によっては、勤務条件が変更されたり、採用されなかつたりする場合があります。

6 応募について

(1)応募は、令和8年2月6日(金)【必着】までに下記担当宛てに、別添の履歴書・身上書に必要事項を記入の上、職務経歴書(様式任意)と併せて提出してください。

(2)提出は、郵送又は持参となります。

- (3)封筒の表面には「会計年度任用職員(債権管理専門員、○○事務所)応募」と朱書きし、裏面に御自分の住所、氏名を明記してください。
- (4)郵送される場合、簡易書留等によらない場合の事故については、責任を負いません。
- (5)持参される場合の受付時間は、平日午前8時30分から正午、午後1時から午後5時15分までです。

7 選考方法等について

(1)第一次審査

応募書類による選考を行います。応募された方全員に、結果を送付します。

(2)第二次審査

第二次審査(面接)は、令和8年2月16日(月曜日)又は17日(火曜日)のいずれかの1日に希望勤務地の福祉事務所で実施することを予定しております。

なお、東部中央福祉事務所については、令和8年2月18日(水曜日)又は、2月19日(木曜日)のいずれかの1日で、面接を実施いたします。

日時については、令和8年2月12日(木)までに対象者へ連絡します。

なお、応募書類の返却はしておりません。

(3)最終結果

令和8年2月24日(火)までに、第二次審査(面接)を受けた方全員に結果通知を送付します。

8 応募書類の提出及び問い合わせ先

所在地:〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1(埼玉県庁本庁舎1階北側)

担当:福祉部 こども政策課 政策推進担当

電話:048-830-3320